

# 釧路市教育委員会の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針（案）

2023（令和5）年 月 日  
釧路市教育委員会教育長

## 1 基本的方針

釧路市教育委員会は、釧路市立博物館（釧路市埋蔵文化財調査センター）において、現在、埋蔵文化財の記録保存のための発掘調査により釧路市から出土したアイヌ遺骨（個体ごとに特定できた遺骨9体、個体ごとに特定できなかった遺骨1箱）及び当該遺骨と対応する副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）を保管している。

発掘・発見された出土地域が明らかである当該アイヌ遺骨等（以下「出土地域特定遺骨等」という。）については、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（国連総会第61会期平成19年9月13日採択（国連文書 A/RES/61/295 附属文書））の関連条項、「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」（平成25年6月14日政策推進作業部会報告）、「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」（平成30年12月閣副第831号、30文科振第336号、国北総第91号。以下「地域返還ガイドライン」という。）及び「博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて」（令和4年7月15日4文庁第1600号）を考慮して、出土地域に居住するアイヌの人々を中心に構成された団体（以下「出土地域アイヌ関係団体」という。）が返還を希望する場合には地域返還すること、アイヌの人々による尊厳ある慰霊を実現することを基本的な考え方とする。

なお、今後釧路市内で発掘調査により発見されるアイヌ遺骨等の取扱方針については、当該取扱方針に準じて定めることとする。

## 2 情報の周知

釧路市立博物館（釧路市埋蔵文化財調査センター）の保管するアイヌ遺骨等の情報については、アイヌの人々のプライバシー、心情を尊重しつつ、釧路市立博物館のホームページにおいて6ヶ月間公表する。

なお、当該情報の周知に当たっては、関係する地方自治体及び法人に対して、必要に応じて協力を求める。

## 3 地域返還

上記2の情報の周知を行った後、地域返還ガイドラインを考慮して、出土地域アイヌ関係団体に出土地域特定遺骨等について地域返還するための手続きは、以下によることとする。

### （1）地域返還の申請

出土地域特定遺骨等の地域返還を希望する者は、釧路市立博物館を受付窓口として、別記様式1により申請するものとする。

## (2) 地域返還対象団体の確認

- ア 釧路市教育委員会は、上記(1)の申請を受理後、出土地域特定遺骨等に関する情報及び申請者から提出のあった書面等を総合的に勘案して、申請者が地域返還対象団体として適切な者であるか確認する。
- イ 上記アの確認前に、同一の出土地域特定遺骨等に対して複数の団体から申請があった場合、釧路市教育委員会は必要に応じて申請者間での協議を求め、その結果を勘案して、地域返還対象団体として適切な団体を確認するものとする。
- ウ 釧路市教育委員会は、申請者が地域返還対象団体として適切な者であると確認することができた場合には、地域返還の申請があった旨を釧路市立博物館のホームページ等で周知し、当該申請に係る反対意見等を受け付ける。反対意見等の提出は、別記様式2によるものとする。
- エ 上記ウの反対意見等を受け付ける期間は、前項の周知から3ヶ月経過した日又は上記2の情報の周知から6ヶ月経過した日のうち、いずれか遅い方の日とする。
- オ 釧路市教育委員会は、反対意見等があった場合には、その旨を申請者に通知するとともに、反対意見等の内容に照らして必要があると認める場合には、申請者及び反対意見等を提出した者(以下「申請者等」という。)に対し、当事者間における話し合い及びその結果の報告を求めるものとする。話し合いの結果等により、申請者以外の者が地域返還を申請することとなった場合には、改めて上記ア以下の手続きを執るものとする。
- カ 釧路市教育委員会は、申請者が適切な地域返還対象団体であるとの確認ができなかった場合、及び上記オの話し合いの結果等を勘案しても、地域返還対象団体を確認することができなかった場合には、その旨を申請者等に通知する。

## (3) 地域返還の実施

- ア 釧路市教育委員会は、上記(2)の手続きにより、地域返還対象団体を決定した場合には、当該団体にその旨を通知し、当該団体と協議の上、当該遺骨等の地域返還について、引渡日時、場所及び方法等を決定することとする。
- イ 釧路市教育委員会と地域返還対象団体との上記アの決定に関する合意は、書面をもって行うこととする。
- ウ 釧路市教育委員会は、上記イの合意内容に基づき、地域返還対象団体に、当該遺骨等の地域返還を行うこととする。なお、地域返還を行うに当たっては、尊厳をもって扱うよう十分配慮する。
- エ 出土地域特定遺骨の地域返還に係る搬送に際し発生する費用については、釧路市教育委員会と地域返還対象団体との間で協議する。

## 4 保管の継続又は慰霊施設への保管

次のいずれかに該当する出土地域特定遺骨等については、引き続き釧路市埋蔵文化財調査センターにおいて保管の継続、又は国と協議の上、国が北海道白老郡白老

町に整備する民族共生象徴空間（ウポポイ）を構成するアイヌ遺骨等の慰霊及び管理のための施設（以下「慰霊施設」という。）に保管することとする。

（１）情報の周知から６ヶ月間、地域返還の申請がなかった場合

（２）出土地域特定遺骨等の地域返還の申請があったものの、当該遺骨等の地域返還の対象として適切な出土地域アイヌ関係団体であることの確認ができなかった場合

2023（令和 5）年 月 日

釧路市教育委員会の保管するアイヌ遺骨等返還申請書

釧路市教育委員会 様

申請団体 名称  
ふりがな（氏名）  
代表者の役職・氏名  
  
郵便番号  
住所  
電話番号  
E-mail

釧路市教育委員会の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針 3（1）の規定に基づき、下記のとおりアイヌ遺骨等の返還を申請します。

記

1 返還を求めるアイヌ遺骨等について

--

※別紙参照の上、返還を求める遺骨等を記載してください。

2 申請団体の構成員について

ふりがな 氏名	住所	当該地域との縁
(代表者)		

- ※ 団体の構成員が10名を超える場合は、役員等10名についての氏名、住所、当該地域との縁を記載の上、欄外に「ほか〇名」と記載してください。
- ※ 記入欄「当該地域との縁」は、返還を求める出土地域特定遺骨等が発掘・発見された市町村に居住していないアイヌの方のみ、ご記入ください。

申請代表者確認書類提出のお願い（下記のいずれか1つについて、写しを提出してください。）

- 運転免許証       個人番号カード（写真付き住民基本台帳カードを含む）
- 旅券（パスポート）       健康保険、国民健康保険または船員保険等の被保険者証
- その他上記に掲げる以外の本人確認書類（記入欄）

### 3 返還後の取扱（予定）について

（1）祭祀供養方法（いずれか1つを選択の上、予定している具体的な方法について記載してください。）

- 納骨・保管       埋葬       その他（記入欄）

○具体的な方法について（納骨予定施設・埋葬予定地点については必ず記載してください。）

記入欄

（2）火葬予定の有無

- 有り       無し       不明

### 4 個人情報の取扱いについて（承諾の場合はチェックを記載してください。）

- 地域返還対象団体として適切かどうか確認するために、記載内容について関係機関等と共有することを了承します。
- 釧路市教育委員会の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針3（2）ウに基づき反対意見等があった場合、申請代表者の氏名、住所、電話番号及び E-mail アドレスを、反対意見等を提出した団体の代表者に伝えることを了承します

2023（令和 5）年 月 日

釧路市教育委員会の保管するアイヌ遺骨等返還申請に係る反対意見等提出書

釧路市教育委員会 様

申請団体 名称  
ふりがな（氏名）  
代表者の役職・氏名  
  
郵便番号  
住所  
電話番号  
E-mail

釧路市教育委員会の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針 3（2）ウの規定に基づき、下記のとおりアイヌ遺骨等の返還について反対意見等を提出します。

記

1 返還を求めるアイヌ遺骨等について

--

※別紙参照の上、返還を求める遺骨等を記載してください。

2 提出団体の構成員について

ふりがな 氏名	住所	当該地域との縁
(代表者)		

※ 団体の構成員が10名を超える場合は、役員等10名についての氏名、住所、当該地域との縁を記載の上、欄外に「ほか〇名」と記載してください。

※ 記入欄「当該地域との縁」は、返還を求める出土地域特定遺骨等が発掘・発見された市町村に居住していないアイヌの方々のみ、ご記入ください。

申請代表者確認書類提出のお願い（下記のいずれか1つについて、写しを提出してください。）

- 運転免許証                       個人番号カード（写真付き住民基本台帳カードを含む）
- 旅券（パスポート）             健康保険、国民健康保険または船員保険等の被保険者証
- その他上記に掲げる以外の本人確認書類（記入欄）

### 3 反対意見等について

（1）反対意見等の内容（いずれか1つを選択してください。）

- 自団体等への返還を希望する→「4 返還後の取扱（予定）について」を記入してください。
- 北海道白老郡白老町の象徴空間慰霊施設への保管を提案する。
- 引き続き釧路市立博物館（釧路市埋蔵文化財センター）での保管を提案する。
- その他（記入欄）

（2）反対意見等を提出する理由

記入欄

### 4 返還後の取扱（予定）について

3（1）において「自団体等への返還を希望する」を選択した団体のみ記入してください。

（1）祭祀供養方法（いずれか1つを選択の上、予定している具体的な方法について記載してください。）

- 納骨・保管     埋葬     その他（記入欄）

○具体的な方法について（納骨予定施設・埋葬予定地点については必ず記載してください。）

記入欄

（2）火葬予定の有無

- 有り     無し     不明

5 個人情報の取扱いについて（承諾の場合はチェックを記載してください。）

- 反対意見等の内容を検討するために、記載内容について関係機関等と共有することを了承します。
- 提出者の氏名、住所、電話番号及び E-mail アドレスについて、既に返還申請のあった団体の代表者に伝えることを了承します。